「災害碑」という概念と分類方法の検討

Examination of the concept of "disaster monument" and classification method

大邑潤三

Junzo Ohmura

東京大学地震研究所特任研究員(〒113-0023 東京都文京区弥生1-1-1) Project Researcher, Earthquake Research Institute, The University of Tokyo

The word "disaster monument" is often used to describe a variety of objects that convey the memory of a disaster. However, stone monuments are not the only objects that convey memory of disasters. Calling all objects "disaster monuments" is wrong and can be confusing. Therefore, in this research, in order to analyze the object, a higher level concept including a stele was set. Furthermore, we decided to classify objects by content, purpose, and form. With this classification method, it has become possible to understand the character of the object in more detail. Analysis of the objects by form revealed that they were classified into those that used characters and those that did not. Among objects that do not use letters, there are potential objects that have not been found to have a relationship with disasters. By evolving this classification method, it will be possible to systematically organize various objects that convey disaster memories.

Keywords: Disaster, Monument, Classification

1. はじめに

近年の自然災害の頻発により、過去の災害に関する石碑などに注目が集まっている。国土地理院による「自然災害伝承碑」の制定はその大きな動きのひとつといえる。一方で「災害碑」(「水害碑」「津波碑」なども含む)という語は単に災害に関する石碑だけでなく、災害遺物や供養のための仏像、銅像などのモニュメント、場合によっては看板や標識なども含む概念として使われている現状がある。これらは厳密に言えば石碑ではなく「〇〇碑」と称することは適当ではない。過去の災害を伝える装置として、石碑という形態は最も代表的なものであり数も多い。しかし後述するように、これらすべてを「災害碑」と総称してしまうことは、「災害碑」ひいては「石碑」という概念まで曖昧にさせることにつながり、学校教育や防災活動の現場などで混乱が生じる可能性があると考える。

本研究では以上の問題意識から、これまで「災害碑」と一括して呼ばれてきた慣例を見直し、様々な形態を包括する新たな概念を設定することの必要性を述べる。その上で実際の石碑や遺構などを対象にして、その「内容」や、設置の「目的」「形態」という3つの軸(項目)で分類することを試みた(以下分類項目として挙げる「内容」「目的」「形態」およびそこに含まれる種別には「」を付し、文章中のそれと区別する)。これらは過去に発生した災害を伝える装置として、防災に活用されることが想定され、文化財のひとつとして地域の中で適切に保存されていかねばならない。そのためには対象物の性格を正しく把握する必要がある。慰霊碑や供養塔などは尊厳をもって扱わねばならないし、位置や高さの保存を目的に設置されたものは安易に移動させてはならない。材質や立地なども保存上重要な課題になる。過去の災害を伝える装置は各地に多数存在し、その性格は多種多様である。本研究で分析対象とした事例だけでは十分ではなく検討も浅いが、重要な課題であることから議論を行うためにもここに試案として示したい。

2. 地理院地図に掲載されている「自然災害伝承碑」の問題点

(1) 「自然災害伝承碑」の概要と定義

「自然災害伝承碑」は国土地理院が2019年度から地方公共団体と連携してその情報を集め¹⁾、2019年6月19日から「地理院地図」や2万5千分1地形図に掲載されはじめている²⁾。新たに地図記号「自然災害伝承碑」も制定され、同年9月1日には、この地図記号を初めて掲載した2万5千分1地形図が刊行された³⁾。地図記号は従来の地図記号「記念碑」の中に縦棒が一本入った形となっている。「自然災害伝承碑」の定義については、国土地理院ホームページなどで「過去に起きた津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害の情報を伝える石碑やモニュメント」²⁾とされている(ただし発表日や資料によって文言が若干異なる)。一方で市区町村の担当者向けの「自然災害伝承碑に係る調査業務実施の手引き」⁴⁾では「過去に起きた自然災害に関する『発生年月日、災害の種類や範囲、被害の内容や規模』を伝える恒久的な石碑やモニュメントとします」とし、「自然災害伝承碑は、将来再び襲来する可能性のある自然災害を伝えるもので、治水事業の完成碑や自然災害とは直接関係がない殉職者の慰霊碑や事故の鎮魂碑は自然災害伝承碑からは除外します」とある。

「自然災害伝承碑」の形態を定義している「石碑やモニュメント」について『日本国語大辞典』⁵⁾で確認すると、「石碑」は、(1)石造りの碑。石に記念の文を刻んで建てたもの。いしぶみ。(2)墓標の石。はかいし。石塔。とある。一方「モニュメント」は、(1)人、事件などを記念して建てられる建造物。記念碑、記念像など。(2)遺跡。遺物。(3)記録的な事件・業績。後世に残る不朽の功績・仕事・作品など。(4)境界標。とあり、「自然災害伝承碑」に当てはめて考えた場合(3)と(4)は除外されると思われる。

(2) 定義に当てはまるか疑問視される事例

国土地理院の「自然災害伝承碑」は前項のように定義されているが、定義にあてはまらない、もしくは疑問視される事例がいくつか「地理院地図」で確認される。すべてを列挙しないが、例えば岩手県一関市駅前の「昭和22年9月カスリン台風洪水水位 昭和23年9月アイオン台風洪水水位」(ID:03209-001)は台風時の浸水位を看板に示したものである。おなじく愛知県名古屋市熱田区内田町の「伊勢湾台風浸水位標識」(ID:23100-003)など、名古屋市に複数地点ある伊勢湾台風浸水位を示したものは、浸水位を示す金属の標柱と看板で構成される。また北海道空知郡上富良野町中町3丁目(大雄寺境内)の「新西国三十三所観世音菩薩」(ID:01460-003)をはじめとする、犠牲者の供養を目的とする仏像などの信仰対象物は、災害と関連して各地に多く存在する。これらを「モニュメント」のうち「建造物」または「記念像」とみなすこともできなくはないが、「記念碑」の地図記号に類似した記号を用いて地図に表示し、「碑」と称するには抵抗がある。また宮崎県えびの市大字内竪947の「山津波記念石」(ID:45209-001)は、山津波で運ばれてきた岩をそのまま記念として保存してあるもので、碑というよりも自然現象を保存したものといえる。こうしたものは傍に説明板がなければ災害との関係は判明しない。

(3) 主客転倒の事例

「地理院地図」に掲載されているもののうち、石碑などの物体ではなく、場所が登録されているものがある。岩手県一関市厳美町市野々原の「祭畤被災地展望の丘」(ID:03209-004)は岩手・宮城内陸地震により「落橋した祭畤大橋や、川がせき止められた様子を見ることができる」とあり、掲載された写真には橋の残骸と看板が設置されているのが確認できる。橋の残骸は遺物や遺構とみなせるが、公園のような施設名を碑名とするのは違和感がある。また、兵庫県南部地震に関連する、兵庫県神戸市中央区小野浜町の「神戸震災復興記念公園(みなとのもり公園)」(ID:28100-003)、同中央区波止場町2丁目の「神戸港震災メモリアルパーク」もこれと同様である。前者では「しあわせ運べるように」の歌碑の写真が、後者では公園の説明碑の写真が掲載されている。震災を契機として整備された公園や震災遺構を「自然災害伝承碑」として登録するために、それに従属する石碑やモニュメントを主役にしているように見える。主客転倒の事例である。

(4) 碑名のつけ方の問題

石碑のなかには、前面に「震災記念碑」といった形で碑名が明記されているものもある。明記されていないものには命名を行う必要があるが、碑名のつけ方に問題があるものが散見される。島根県出雲市船津町の「(洪水) 伝承碑」(ID:32203-001) は、碑の前面に「法華塔」と明記してあるにもかかわらず、「(洪水)

伝承碑」で登録されている。神奈川県高座郡寒川町田端824の「関東大震災伝承碑」(ID:14321-001)は石柱前面に「嗟呼大正十二年九月一日之大震災」と刻まれているが、「関東大震災伝承碑」と命名されている。神奈川県高座郡寒川町宮山3916の「大震災記念碑」は安政江戸地震と大正関東地震で倒壊した鳥居が看板とともに設置されているもので石碑の形態ではないが、「大震災記念碑」とされている。いずれも申請時に名付けられたものと思われるが、碑名が本体に明記されているにもかかわらず「○○伝承碑」など主観に基づく異なる碑名をつけることはなるべく避けたい。碑名が明記されておらず申請時に新しく命名したものなどについてはその旨を注記するか、判別できるように括弧をつけるなどの対応が望ましい。碑名が「自然災害伝承碑」として地図に掲載された場合、それが国土地理院が認めた正式名称として、社会に通用していくことを念頭に置かなければならない。

(5) 災害が主題ではないものの区別

その他に災害が主題ではないものについては区別する必要があると考える。北海道旭川市西神楽南1条3丁目の「美瑛川治水竣功記念」(ID:01204-001)、高知県幡多郡黒潮町有井川の「耕地整理紀念碑」(ID:39428-004)、福岡県うきは市吉井町富永123-1の「儲穀の碑」(ID:40225-004)、愛媛県松山市北条辻の「北温海岸防波堤竣工記念」(ID:38201-002)などは災害を契機とした対応などが主題である。広島県広島市安佐南区山本七丁目の「瀬川卯一翁彰徳碑」(ID:34100-007)は災害に対応した個人の顕彰碑である。

(6) 考えられる対応策の提案

上記で述べた問題に対して取りうる対応は、「自然災害伝承碑」の定義を議論の上で明確なものとし、掲載される際に厳密な審査を行うことである。その際「自然災害の情報を伝える」機能に重きを置くのであれば、碑やモニュメントといった形に縛られる必要はない。新たな名称や「記念碑」とは異なる地図記号を設ければよい。反対に災害に直接関係する石碑のみに限定するという方法もある。いずれにしても、現行のままでは、何が「自然災害伝承碑」に該当するものなのか、定義が曖昧であり混乱を招く可能性がある。

3. 概念の設定と分類方法

(1) 先行研究の分類方法

近年、災害に関する石碑類に関する研究が多くなり、石碑という形態にとらわれない概念の設定や様々な 分類が行われている。目時(2013)のは明治以降の三陸地方沿岸各地に設けられた津波に関する石碑群につ いて分析している。これらの石碑群は単なる「記念」に留まらない多様な意義を内含しており、一括して 「津波記念碑」と呼称することは誤解を招く恐れがあるとし、「近代津波モニュメント」と定義して分析を 行っている。また佐藤ほか(2015)⁷は津波による被災の経験や教訓を後世に伝えるものには津波碑、口碑、 地名、遺構等の有形・無形の様々な媒体が存在しているとし、これらを「津波伝承知メディア」と総称して いる。また松尾(2016)%は四国の災害伝承について調査し、石碑や建物、痕跡、エピソード等を収集して、 報告書にまとめ「防災風土資源」としてWebマップ上で公開している。佐賀県(2019)⁹は過去の災害対策 等を現代に伝える建造物や石碑、行事など様々な形態のものを「災害歴史遺産」と称し、防災教育用の冊子 を作成している。さらに大里(2019)¹⁰は災害伝承は石碑だけでなく様々な形態で保存されると指摘し、 「伝承の形態分類表」を作成している。「石造物」「寺社・祠」「口承・伝承」「被災及び対策構造物、災 害現象」を大分類とし、さらにそれぞれに中分類、小分類を設けて詳細に分類している。これらの研究はい ずれも、過去の災害を伝承するものが多様な形態を有していることを明に暗に指摘しており、必要に迫られ る形で多様なものを包括できる新しい概念や分類方法を提案している。これらの考え方に本研究も賛同する ところであり参考になる。しかし多様な形態を包括するのであれば、大里(2019)の示すようにその中で適 切に分類する必要が生じる。

災害碑も様々な研究で独自の分類が行われている。北原(2001)¹¹⁾は明治および昭和の三陸地震の石碑を記念碑や供養碑の区分で分類している。井若ほか(2011)¹²⁾は徳島県の地震・津波碑について、「地震・津波の様相」「教訓とする行動」「犠牲者の供養」「復興、再建の記念」で分類している。「津波被害・津波石碑情報アーカイブ」¹³⁾は東北地方の津波碑に関して、碑文が伝えるものを「記録」「予兆」「避難」「住居」「美談」と区分し、「教訓型」「記念型」「慰霊型」と類型化している。平川ほか(2016)¹⁴⁾は岩手県

沿岸の津波碑について「慰霊型」「記念型」「教訓型」に分類したうえで、さらに「津波の襲来地点を示すもの」「地域住民の災害意識を啓発するもの」「津波の予兆を示すもの」「地震が発生した際の行動、および地震発生前の行動(備え)の指針を示すもの」「津波避難に関する指導を行うもの」「住宅の建て方の指導を行うもの」の6つに分類している。また熊原ほか(2017)151は広島県内の水害碑について、碑文の内容から、「被災」「復旧」「慰霊」の3つに分類している。これらの研究の分類方法は、対象物の「内容」もしくは「目的」のどちらかで簡潔な分類項目を設けるものと(例えば北原(2001))、「内容」と「目的」を組み合わせてはじめから固定したもの(例えば井若ほか(2011))に分けられる。前者の分類項目は簡潔で多くの対象物に適用しやすい利点があるが、「内容」か「目的」の一方だけであるため、「内容」で分類されたものは「目的」が、「目的」で分類されたものは「内容」が不明となる難点がある。後者は「内容」と「目的」の両方が明確になっている点が利点だが、組み合わせが固定されているため、例外が生じた場合に適用しずらいという難点がある。よって双方の利点を活かしつつ難点を克服する分類方法が必要である。

(2) 本研究での分類方法と考え方

本研究では、災害の記憶を伝承するものの形態は多種多様であり、石碑やモニュメントを含む上位概念を設定する必要があると考え、便宜的にこれを「災害伝承物」とした。ただし本研究では「立地する場所との関係が強く容易に移動することができないもの」のみを対象とし、資史料や絵画、写真、口承、祭礼などの形態のものは分析対象から外した。その上で、これらを「内容」「目的」「形態」の項目ごとにそれぞれ分類する方法をとる。各項目の種別は表1のように設定した。「内容」は対象物が関連する災害に関してどのような情報を主に有しているか、「目的」は対象物がどういった意図をもって成立したか、「形態」は対象物がどういった媒体なのかである。これらの分類項目に設定した種別は暫定的なものであり、今後追加や削除、さらなる細分化、別の項目への移動等の改善ががなされる必要があると考えている。

「災害伝承物」の形態は多様であり、石碑やモニュメントという定義にはおさまりきらないことは前章で述べた通りである。また先行研究における分類項目は「内容」か「目的」のどちらか一方だけのもの、「内容」と「目的」の組み合わせが固定されているものが多い。この課題を克服するために1つの「災害伝承物」を「内容」と「目的」の両方で分類し、その組み合わせを固定することなく、自由に組み合わせることにより傾向を分析する方法をとる(表2)。「災害伝承物」の性格の分析を行うためには、その成立に携わった人物や団体が、災害に関する"何を(「内容」)どうしたかった(「目的」)のか"という、組み合わせをそれぞれ明らかにする必要があると考え、「内容」と「目的」を区別してそれぞれ代表的なものを簡潔な種別で設定した。「内容」と「目的」はそのまま主語・述語の関係が成り立ち、例えば、"「犠牲者」を「慰霊」する「碑」"と読み取ることができる。

「内容」のうち「対応・復興」は地域や社会などの災害対応や復興を、「再建・復旧」は石碑や建造物、設備などを建て直したり復旧したものとした。「目的」のうち「記録」は日付や由来、位置などを記したものとし、「記念」は「記録」よりも強く災害や復興、再建などを記念したものとした。さらに「継承」は経緯や由来、被害等を詳細に記載し、「後世に伝える」といった文言が明記されているものとした。「形態」のうち「塔」については、外観は石碑の形態のものがある。しかし仏教において「塔」には特別な意味があることから、それを尊して碑銘に「〇〇塔」とある場合は塔として扱うこととした。なおこれらの分類規則も今後のさらなる検討により修正する必要がある。

犠牲者 慰霊 碑 塔 被害 祈念 教訓・警告 記録 墓標 対応・復興 保存 看板・標識 再建 • 復旧 記念 彫刻·像 位置・高さ 信仰対象 継承 由来・由緒 顕彰 地名 行事 (目的なし) 遺物・遺構 平穏・無事 建造物・施設

目的

形態

内容

自然現象痕跡・場所(不明)樹木・植物地物の変化(その他)

4. 大正関東地震(関東大震災)の「災害伝承物」に対する分類方法の適用

(1) 分析対象

前章2項の分類方法を、1923年大正関東地震(関東大震災)に関する「災害伝承物」に適用し分類を試みた。同地震では地震発生に伴って火災や津波、土砂災害など複数の災害現象が発生し、地盤隆起などの自然

現象も発生している。よって地震災害がメインにはなるが、それだけでない多様な災害種別の「災害伝承物」を扱うことができると考えた。また近代期に発生した災害であるため「災害伝承物」の残存状況も良く、その形態の多様さ、件数の多さ、関連する資史料の充実度の面で分類を試みる対象として適している。

分類したのは武村ほか (2014 - 2016) の『神奈川県における関東大震災の慰霊碑・記念碑・遺構』その1県中部編¹⁵⁾、その2県西部編¹⁶⁾、その3県東部編¹⁷⁾と、武村 (2019) 『東京都における関東大震災の慰霊碑・記念碑・遺構』その1墨田区・江東区¹⁸⁾に記載された833件である。本報告書には石碑だけでなく建物や仏像、地盤隆起や温泉湧出などの自然現象、犠牲者が多発した場所、災害由来の地名など、様々な形態の「災害伝承物」が網羅的に紹介されている。また1703年元禄関東地震、1707年富士山宝永噴火後の水害と治水、1855年安政江戸地震、1856年安政の台風に関する「災害伝承物」も収録されており、近世の事例も分析できる。

本報告書は大正関東地震に関わる石造物や被害をまとめた先行研究を参照しつつ、著者自らが現地に赴いてまとめたものである。現地で確認した石碑の碑文や由来板の文章、写真などが細かく掲載されており、先行研究に掲載された碑文の誤りを訂正するなど地道な踏査が行われている。また周辺史料にあたり聞き取り調査も行うなど、その地域の被害や「災害伝承物」の成立の背景に関する情報も豊富である。本研究では本報告書が信頼性の高い情報を豊富に掲載していると判断し、掲載されたこれらの情報を元に分類作業を行った。一方で災害とは直接関係のない間接的なものも掲載されており分析にあたっては区別を行う必要があった。また災害との関係が明確でないものについても、再建日などから災害と関連すると推測して掲載してあるものもあり、これらの扱いにも注意を要した。掲載されたものの中には情報が少なく曖昧なものもあり、疑問を持って自ら現地で確認したい事例もあった。しかし数が多いことや感染症の拡大といった要因で現地調査が十分にできなかったことは悔やまれる。また立地場所や建立者、建立年に関する情報も記載されているが本研究の目的から外れるため今回は扱わなかった。これらについての分析は今後の課題としたい。

なお本報告書でも分類が行われており、神奈川県のものについてはA:慰霊碑・慰霊施設、B:避難・復興を伝える記念碑・顕彰碑または建造物(慰霊碑以外の記念碑)、C:大量死者発生場所(100人以上)、D:大量避難場所(焼失地域の焼け残りも含む)、E:破壊と再生を巡るエピソード(破壊の遺構・霊泉なども含む)、F:震災に耐えた建造物(残存)、G:消滅、行方不明、未確認、H:他の自然災害に関するもの、とされている。東京都のものについては「性格」として分類されている。すべての分類項目を記載すると多くなるため、おおまかに紹介すると、復興関係が4項目、慰霊関係が3項目、再建関係が5項目、修復関係が2項目、そのほかに「記念施設」「区画整理」「顕彰碑」「耐災」「被災跡」「防災」「由来記」「参考」を設けている。これらの分類項目には、先述した「内容」と「目的」の組み合わせが固定されているものがみられる。また東京都のものに適用されている分類項目は「内容」と「目的」どちらか一方のものに該当する。例外に対応するためか項目数が多く、類似のものもあり必要最低限の数で体系的にまとめる必要があると感じる。

(2) 集計結果

分類の集計結果は表2~4である。「災害伝承物」には"犠牲者を慰霊しつつ教訓を後世へ残す"など2つ以上の性格を持つものも少なくない。これに対応するため主たる性格を一義的なものとして抽出し、別の性格を二義的なものとして抽出した。表中に括弧内で示した数字が二義的なものの件数である。

表2の「内容」を「目的」別に集計した結果によると、「犠牲者」を「慰霊」するものが217件と最も多く、次いで「再建・復旧」を「記録」「記念」するものが多い、後者は被災した寺社などを再建した際に、経緯等を碑に記したものが目立つ。一方「再建・復旧」のうち「(目的なし)」の数も多い。これは表4に示すように再建された「建造物・施設」が大部分を占めており、再建自体が目的であるため「(目的なし)」としたものだ。これについては分類種別に改善が必要かもしれない。表3の「内容」を「形態」別に集計した結果でも、「再建・復旧」に関する事を「碑」に記したものや、再建された「建造物・施設」そのものが多い傾向にある。表2で括弧内に示した二義的なものの数をみると、「被害」を「継承」するものが多い。これは主たる目的を果たすと同時に、被害状況を石碑などに記して後世に伝えようとしたものと考えられる。

表3で「形態」別の数をみると「碑」が300件と最大である。災害の記憶を伝える装置として「碑」が代表的なものであることがわかる。しかし他の「形態」も一定数あることが確認できる。「信仰対象」は仏像が多く「犠牲者」を「慰霊」するものが多いが、災害後に今後の「平穏・無事」を「祈念」するものもある。また事例数も少なく今回はデータとして示さないが、災害種別ごとの傾向も大まかに判明した。津波は遡上した「位置・高さ」を「保存」する「看板・標識」が多く、火災は焼け残って現存する樹木などがみられた。

表2 内容別にみた目的の傾向

	慰霊	祈念	記録	保存	記念	継承	顕彰	(目的なし)	計
犠牲者	217(7)		4		2(4)	(1)		32	255(12)
被害			4(3)	25(4)	12(8)	3(10)	1	6	51(25)
教訓・警告			(1)		(1)	4(9)		1(1)	5(12)
対応・復興		2	9	1	10(1)	20(1)	16	37(4)	95(6)
再建・復旧			85(10)	1	39(1)	20(2)	13(2)	92(5)	250(20)
位置・高さ			3(1)	12				1	16(1)
由来・由緒			35(6)	3(1)	7	5	1	28(1)	79(8)
行事			1		7				8
平穏・無事		8(8)	1(1)	9			1	15(2)	34(11)
自然現象			1(1)	3				10(4)	14(5)
(不明)	1	3			16			6	26
計	218(7)	13(8)	143(23)	54(5)	93(15)	52(23)	32(2)	228(17)	833(100)

表3 内容別にみた形態の傾向

				看板	彫刻	信仰		遺物	建造物	痕跡	樹木	地物の		
	碑	塔	墓標	•	•	対象	地名	•	•	•	•	変化	(その他)	計
				標識	像	刈水		遺構	施設	場所	植物	发化		
犠牲者	80(10)	58(1)	22	3	3	38(1)			18	31			2	255(12)
被害	9(18)	(2)			2	(2)	1	23(1)	11(2)	4			1	51(25)
教訓・警告	4(6)	(1)				(1)			1(2)		(1)		(1)	5(12)
対応・復興	51(1)		1			2			33(4)	6(1)		1	1	95(6)
再建・復旧	94(12)	8	7	3	2(1)	1		9(4)	116(2)	(1)	1			250(20)
位置・高さ	4			11						1(1)				16(1)
由来・由緒	33(3)		1	8		4(2)	1	2(1)	16(1)	7(1)	6		1	79(8)
行事	8													8
平穏・無事	4(2)	1(1)		(1)		7(5)		2	16(1)	2	2(1)			34(11)
自然現象	1(3)					2			2	1(1)	1	7(1)		14(5)
(不明)	12				1	4			5		4			26
計	300(55)	67(5)	31	25(1)	8(1)	67(11)	2	36(6)	218(12)	52(5)	14(2)	8(1)	5(1)	833(100)

表4 目的別にみた形態の傾向

				看板	彫刻	信仰		遺物	建造物	痕跡	樹木	地物の		
	碑	塔	墓標	•	•	対象	地名	•	•	•	•		(その他)	計
				標識	像	刈家		遺構	施設	場所	植物	変化		
慰霊	76(6)	58	22	1	3	39(1)			17				2	218(7)
祈念	2(1)	1(1)				9(5)			1		(1)			13(8)
記録	74(11)	5(1)	1	11	(1)	4(2)		4(4)	39(2)	2(2)			3	143(23)
保存	1(2)			11	1	2		20(2)	14(1)	2	2	1		54(5)
記念	68(10)	2(1)			2	2(2)		9	5(2)		5			93(15)
継承	47(18)	(2)				2(1)			2		1(1)		(1)	52(23)
顕彰	21(2)		7		1				3					32(2)
(目的なし)	11(5)	1	1	2(1)	1	9	2	3	137(7)	48(3)	6	7(1)		228(17)
計	300(55)	67(5)	31	25(1)	8(1)	67(11)	2	36(6)	218(12)	52(5)	14(2)	8(1)	5(1)	833(100)

5. 考察

(1) 分類方法の効果

「災害伝承物」という上位概念を設定することにより、碑やモニュメントに該当しない樹木など多様な形態のものを扱えるようになった。「災害伝承物」という名称の是非はともかく、形態にとらわれずに多様な事例を総称するには上位概念は有用である。また「災害伝承物」を「内容」「目的」「形態」の3項目で分類し、それぞれの種別ごとに自由に組み合わせて集計することにより、「記念型」といった類型で単純に規定されてきたものに対して、 "何を" 記念するものなのか、より詳細に対象物の性格を明らかにすることができるようになった。また組み合わせが固定された分類項目よりも、例外が発生した場合への対応力が高い。さらに二義的な性格の分類も加えることによって対象物の意味を多面的に捉えることも可能になった。しかし繰り返すように項目や種別、分類規則に関しては更なる追加や修正が必要である。今後、多数の事例に適用する中で汎用性の高い分類方法にしたい。

(2) 文字系・非文字系の違いと特徴

分析対象を碑やモニュメント以外にも広げたことにより、「災害伝承物」には、本体に記された文字によって災害との関係を知ることのできるもの(文字系)と、本体には災害に直接関係する文字がなく、説明板や文献、口承が存在することによってはじめて災害との関係が判明するもの(非文字系)の2種類が存在することが明らかになった。表5に「形態」別にみた災害との関係を示す文字が本体に有るか無いかの傾向を百分率で示す。「碑」「塔」「墓標」「看板・標識」などは文字によって災害との関係が明瞭であるのに対し、「痕跡・場所」「樹木・植物」「地物の変化」などには文字がないものが多く、由来を示すものがないと災害との関係が分からないようになっている。全体的にみると文字が有るものが6割近くあり、無いものは4割程度である。しかし非文字系のものは、必然的に災害との関係性が見いだされにくく、報告書や論文にも取り上げられないことになる。図1にそれぞれの「形態」が文字系か非文字系どちらに属す傾向にあるか示した。非文字系の中には文字を持たないがゆえに災害との関係性が見いだされていない「"潜在的"災害伝承物」が多く存在する可能性がある。

表5 形態別に	みた文	字の傾向
	有	無
	(%)	(%)
碑	93	7
塔	99	1
墓標	81	19
看板・標識	88	12
彫刻・像	50	50
信仰対象	45	55
地名	50	50
遺物・遺構	31	69
建造物・施設	17	83
痕跡・場所	8	92
樹木・植物	0	100
地物の変化	0	100
(その他)	40	60
全体	58	42

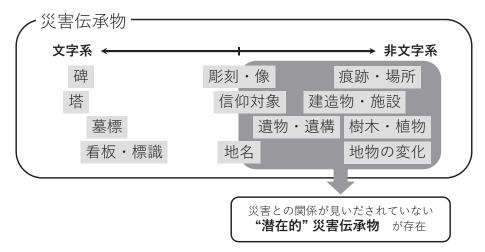


図1 形態の違いによる文字系・非文字系の傾向と「潜在的災害伝承物」の存在

6. おわりに

本研究により以下の結論を得た。

- ① 国土地理院が「自然災害伝承碑」を制定したことは地域防災や防災教育においてたいへん有意義である。 しかし現状、碑やモニュメントではないものが掲載されるなど、問題が散見される。石碑に限定し審査 を厳密に行うなどの対応が必要と考える。
- ② 先行研究の分類項目は「内容」と「目的」のどちらか一方、「内容」と「目的」の固定された組み合わせという2つに大別され、それぞれに利点と難点があった。本研究では1つの「災害伝承物」を両方で分類しつつ、その組み合わせを固定せずに自由に組み合わせて分析する方法を用いた。これにより簡潔性と明瞭性という双方の利点を活かし、難点を克服することが可能になった。
- ③ 災害の記憶を伝えるものの形態は非常に多様であり、石碑やモニュメントを包括する上位概念が必要である。本研究ではこれを「災害伝承物」と設定し、「内容」「目的」「形態」という3項目を設け、試みに大正関東地震に関する石碑や遺構などを分類した。結果として形態にとらわれることなく、対象物の性格をより詳細かつ多面的にとらえることが可能になった。
- ④ 「災害伝承物」は文字系と非文字系に分類されることが明らかになった。災害との関係が明文化されていない非文字系のものは、保存や伝承のために説明板などを設置することが必須である。さらに非文字

系の中には、いまだ災害との関係が見いだされていない「潜在的災害伝承物」が存在している可能性があり、地域史家や研究者、行政などの手によって災害との関係やその価値を見いだす必要がある。現在、過去の災害に由来する物などをまとめる活動や研究が各地で行われている。これらをまとめる際には石碑に限定するといった形態の制約を設けない事が重要であると考える。

⑤ 本研究で行った分類方法は完全なものではなく、今後災害種別を問わず多くの「災害伝承物」を分析することで修正されなければならない。これを進めることにより最終的には多種多様な「災害伝承物」を体系化して整理し、災害種別ごとの傾向を把握するといった分析ができるようになると考える。また本研究では対象としなかったが、「災害伝承物」には空間的分布や時間的分布、成立の背景など分析すべき重要な要素が他にも存在している。これらに関する有用な分析方法を探ることも今後の課題である。

謝辞:本研究は一般財団法人防災研究協会若手研究者研究助成の一環として行われたものである。本稿を作成するにあたり匿名の査読者2名から有益なコメントを頂きました。記して感謝します。

参考文献

- 1) 国土交通省国土地理院HP: 地図で確認 先人が伝える災害の教訓(平成31年3月15日発表) https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/bousaichiri190315.html(2020/05/12閲覧)
- 2) 国土交通省国土地理院HP: 先人が伝える災害の教訓「自然災害伝承碑」を地図で発信(令和元年6月19日発表) https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/bousaichiri190619 00002.html (2020/05/12閲覧)
- 3) 国土交通省国土地理院HP: 新地図記号が「防災の日」にデビュー~「自然災害伝承碑」を掲載した2万5千分1地形図を刊行開始~ (2019年8月29日発表) https://www.gsi.go.jp/chizuhensyu/chizuhensyu61001.html (2020/05/12閲覧)
- 4) 国土交通省国土地理院HP: 「自然災害伝承碑に係る調査業務 実施の手引き」 https://www.gsi.go.jp/common/000211895.pdf (2020/05/12閲覧)
- 5) 小学館:日本国語大辞典 第二版, 2000-2002.
- 6) 目時和哉: 石に刻まれた明治29年・昭和8年の三陸沖地震津波, 岩手県立博物館研究報告, No.30, pp33-45, 2013.
- 7) 佐藤翔輔・平川雄太・鹿島七洋・奥村誠・今村文彦:津波伝承知メディアが人的被害の軽減に及ぼす影響に関する 一次的分析-津波碑と津波由来地名に着目した東日本大震災の事例検討-,第34回日本自然災害学会年次学術講演 会講演概要集,pp.125-126,2015.
- 8) 松尾裕治:四国の防災風土資源の知恵・教訓報告書,四国防災共同教育センター,2016.
- 9) 佐賀県: 伝えよう佐賀の災害歴史遺産, 佐賀県消防防災課, 2019.
- 10) 大里重人: 関東及び周辺地域における災害石造物・伝承, 祭祀施設等の調査研究と課題, 地盤工学会関東支部歴史 遺産の地盤工学研究に関する研究委員会「歴史遺産の地盤工学研究に関するシンポジウム」発表要旨, Am03, 2019.
- 11) 北原糸子: 東北三県における津波碑, 津波工学研究報告, No.18, pp.85-92, 2001.
- 12) 井若和久・上月康則・山中亮一・田邊晋・村上仁士:徳島県における地震・津波碑の価値と活用について、土木学会論文集B2(海岸工学), Vol.67, No.2, pp.I 1261-I 1265, 2011.
- 13) 国土交通省東北地方整備局道路部:津波被害・津波石碑情報アーカイブ http://www.thr.mlit.go.jp/road/sekihijouhou/archive/top.pdf (2020/05/12閲覧)
- 14) 平川雄太・佐藤翔輔・白幡勝美・今村文彦:津波碑と津波浸水域の位置・対応関係と人的被害に関する考察―岩手県沿岸の事例,土木学会論文集B2(海岸工学), Vol.72, No.2, pp.I_1621-I_1626, 2016.
- 15) 熊原康博・弘胤佑・小山耕平・岩佐佳哉:広島県内の水害碑に関する追加資料と歴史的変遷,広島大学総合博物館研究報告,Vol.9,pp.81-94,2017.
- 16) 武村雅之・都築充尾・虎谷健司:神奈川県における関東大震災の慰霊碑・記念碑・遺構(その1 県中部編),名古屋大学減災連携研究センター,2014.
- 17) 武村雅之・都築充尾・虎谷健司:神奈川県における関東大震災の慰霊碑・記念碑・遺構(その2 県西部編(熱海・伊東も含む)),名古屋大学減災連携研究センター,2015.
- 18) 武村雅之・都築充尾・虎谷健司:神奈川県における関東大震災の慰霊碑・記念碑・遺構(その3 県東部編),名古屋大学減災連携研究センター,2016.
- 19) 武村雅之:東京都における関東大震災の慰霊碑・記念碑・遺構(その1 墨田区・江東区),名古屋大学減災連携研究センター,2019.